

地方分権改革有識者会議 雇用対策部会報告書

平成27年11月20日

目次

1	経緯	1
2	検討	1
3	結論	3
4	終わりに	4
別紙1	国のハローワークの職員・組織をすべて地方に移管した場合の問題点とそれに対する考え方	5
別紙2	新たな雇用対策の仕組み ～ハローワークの地方移管～	6
別紙3	新たな雇用対策の仕組み ～ハローワークの地方移管～（図）	7

資料

1 経緯

- 国のハローワークの地方移管は、平成 19 年に発足した地方分権改革推進委員会において議論され、全国知事会が求め続けている長年の課題であり、平成 27 年 1 月 30 日の閣議決定「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」においては、一体的実施とハローワーク特区等の「成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める」こととされている。
- 平成 27 年 6 月 30 日に開催された地方分権改革有識者会議では、全国知事会から、「ハローワーク特区等の成果と課題の検証について」が提出され、ハローワーク特区等のこれまでの取組の成果、課題を検証しながらハローワークの見直しの方向について議論を進めていくこととなった。
- その上で、平成 27 年 9 月 2 日の地方分権改革有識者会議において、石破茂内閣府特命担当大臣からは「利用者（求職者と求人側）にとって何が一番いいのかという視点で検討し、結論を出したい」との発言があり、一体的実施とハローワーク特区等の成果と課題について、当部会を活用して検証することとされた。

2 検討

- 当部会では、これまで全国知事会と厚生労働省の行った検証結果を精査するとともに、日本労働組合総連合会、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国市長会からも意見を聴取し、議論を重ね、まず、以下のように整理した。
 - ・ なお、一体的実施とハローワーク特区の充実策については、実務者レベルでの検討を行った。
- ・ 現在、国のハローワークが有している、都道府県域を超えた広域的な労働移動への対応や、急激な景気の悪化・大規模災害などの緊急時の迅速・機動的な対応を行う雇用のセーフティネット機能、雇用保険制度の健全な運営については、地方に移管した場合、十分に維持することは難しいのではないか。

- ・ 一体的実施やハローワーク特区の成果は、職業紹介と福祉施策や産業施策、また、若者・女性・中高年・障害者支援施策等との連携による取組が高い効果を生むことを示したものと考えられる。
したがって、一体的実施・ハローワーク特区は、平成 22 年の閣議決定（アクション・プラン）において「3 年程度行う」として、通知等に基づいて開始された試行的な取組だが、安定的な取組として位置付けるべきではないか。
- ・ 一体的実施の取組において、地方側のハローワークへの要望に関して協議や連携を円滑に進めているところとそうでないところがある。
また、ハローワーク特区における知事から労働局長への指示権については、実際に活用されたのは佐賀県のハローワーク特区における 1 件のみであるが、指示権を背景に現場での調整が円滑に進んでいるとの評価もある。
したがって、国と地方の連携を強化していく上で、ハローワーク特区における指示権のような仕組みは有効であり、ハローワーク特区のように地域を限るのではなく、全国的な制度とすべきではないか。
- ・ 女性施策、若者施策、障害者施策、高齢者施策、U I J ターン等と結びつく地域のニーズに応じた地方公共団体における無料職業紹介を一層充実させるべきではないか。

- そして、国のハローワークの地方移管の問題点とそれに対する考え方を、別紙 1 のとおり整理した。
- また、平成 27 年 11 月 12 日には、全国知事会から「ハローワークの地方移管について」として、下記の内容の要請が石破大臣に対してなされ、石破大臣から当部会に対して、要請の内容も速やかに議論するよう求められた。

<要請の概要>

- 1 ハローワークの地方移管を強く求める。
- 2 具体的な地方移管の在り方については、国民・雇用主にとって利便性の高い制度を実現する選択肢として、以下も含め、速やかな検討を求める。
 - ① 都道府県が自らハローワークを設置できる「地方版ハローワーク」制度を創設すること。

この場合、雇用保険・職業訓練受講指示を行えるようにするとともに、ハローワーク求人情報のオンライン提供について、国の職員用端末と同等の情報を提供すること。

- ② ハローワーク特区制度の全国展開などにより、国のハローワークに対する都道府県知事の関与を全国制度化すること。

3 結論

- これらを総合的に検討した結果、当部会としては、利用者の利便性を第一義として考えれば、ハローワークの地方移管として、別紙2及び別紙3のとおり、

- ① 知事が国のハローワークを“實際上、都道府県の組織として活用”できる枠組を創設し、
- ② 地方版ハローワークの設置権限を移譲し、地方公共団体が国と同列の公的な立場で無料職業紹介事業を実施できることとし、
- ③ 国のハローワークと地方公共団体とが同一施設内で無料職業紹介及び相談業務等を行う「利用者の視点に立っての一体的サービス」の提供を全国かつ継続的に展開し、
- ④ 国による支援を拡充する

ことにより、国と地方の連携を抜本的に拡充し、新たな雇用対策を法律に基づき全国かつ安定的な仕組みとして構築すべきであるとの結論に至った。

- このほか、一体的実施とハローワーク特区の充実策について行った検討結果について、可能なものから直ちに実行すべきである。

- こうしたことにより、例えば、職を求める方にとっては、身近な場所で福祉サービス等と一体となった支援を受けられ、また、地元企業や地方に進出しようとする企業にとっては産業政策と相まって人材確保も含めたトータルな支援を受けられるというメリットが生まれるものと考え。もって、この部会の提案は、利用者の利便性という点において、現在の仕組みよりも、向上するものと確信する。

4 終わりに

- 今後、国においては、当部会の検討結果を踏まえ、その実現に向けて、具体的な制度設計を行っていただきたい。
- その際には、労使の意見を十分反映させることはもちろんのこと、地方の代表も制度設計に参画させるなど、地方の意見も十分反映させるべきである。
- また、国と地方が各々の立場で役割を果たしつつ相互に連携・補完し、国と地方の二重行政と指摘されることのないよう、十分に配慮する必要がある。
- 特に、地方においては、長年の要望が実現につながり、雇用対策に関する役割と責任が飛躍的に大きくなることを踏まえ、この新たな雇用対策の仕組みを積極的に活用していただきたい。また、国においては、こうした地方の取組を支援することを期待したい。
- 最後に、この報告書の内容が、近い将来に制度化され、国のハローワークと地方版ハローワークが今以上に国民の雇用の確保に資するものとなり、ひいては、国民生活、国民経済の安定と向上に繋がっていくことを大いに期待する。